（株券等の数）

第九条の六　法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

［一～五の二　略］

六　株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

［イ～ホ　略］

ヘ　投資証券等　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト　［略］

七　株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

［イ～ホ　略］

ヘ　投資証券等　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト　［略］

（公開買付届出書の添付書類）

第十三条　法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

［一～十二　略］

十三　第二号様式記載上の注意⑽ｃに規定する第三者について第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の⑴の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面（当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。）

２　［略］

（日曜日等）

第十四条　法第二十七条の三第二項ただし書及び法第二十七条の十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

［一・二　略］

（有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の記載の特例）

第十七条　法第二十七条の四第三項に規定する記載及び添付を省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合における次に掲げるものとする。

一　第二号様式のうち「第１　公開買付要項」の「10　買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況」の⑴から⑸までの記載事項

二　［略］

（株券等の数）

第九条の六　［同上］

［一～五の二　同上］

六　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　投資証券等　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資証券等の投資口の数

ト　［同上］

七　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　投資証券等　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資証券等の投資口の数

ト　［同上］

（公開買付届出書の添付書類）

第十三条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　第二号様式記載上の注意⑸ｄに規定する第三者について第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の⑴の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面（当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。）

２　［同上］

（日曜日その他の日）

第十四条　法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

［一・二　同上］

（有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の記載の特例）

第十七条　［同上］

一　第二号様式のうち「第１　公開買付要項」の「9　買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況」の⑴から⑸までの記載事項

二　［同上］